「Biz-Create」Sales Pro に関する利用特約

2022 年 6 月 1 日制定

「Biz-Create」Sales Pro に関する利用特約（以下「本特約」といいます。）は、株式会社三十三銀行（以下「当行」といいます。）が本ウェブサイト（第 1 条第 2 項第 1 号に定義します。）において利用企業（同項第 2 号に定義します。）に対して提供するオープンビジネスマッチングサービス「Biz-Create」（以下「本サービス」といいます。）の一機能として、別途利用企業の希望に応じて「Biz-Create」スタンダードサービス（同項第 3 号に定義します。）または「Biz-Create」プレミアムサービスに（同項第 4 号に定義します。）追加して提供する「Biz-Create」Sales Pro（以下「Sales Pro」といいます。）の内容、Sales Pro の利用に関する当行および利用企業（Sales Pro）（同項第 5 号に定義します。）間の権利義務関係等を定めたものです。利用企業（Sales Pro）は、Sales Pro を利用するにあたり、本特約の各条項を認識し了承の上、当行に対して Sales Pro の申込みを行うものとし、当行がこれを承諾して利用企業（Sales Pro）に対して Sales Pro を提供するにあたっては、当行と利用企業（Sales Pro）との間には、オープンビジネスマッチングサービス「Biz-Create」に関する利用規定（以下「本規定」といいます。）に加えて本特約の内容が適用されるものとします。本特約は本規定の一部を、本特約に係る合意は本契約の一部を、Sales Pro は本サービスの一部をそれぞれ構成するものとします。本特約における用語は、本特約において別途定義されない限り、本規定において定義される意義と同一の意義を有するものとします。なお、本特約の条項と本規定の条項とが矛盾または齟齬する場合には、本特約の条項が優先するものとします。

第 1 条　Sales Pro の内容・定義等

(1)　Sales Pro の内容

Sales Pro とは、当行が提供する「Biz-Create」スタンダードサービスまたは「Biz-Create」プレミアムサービスに追加して提供する、当行所定の以下を内容とする月額有料サービスをいいます。なお、当行はこれらのサービス内容を利用企業（Sales Pro）に事前に通知することなく変更することができるものとします。当該サービスの利用によりまたはこれに付随しもしくは関連して生じる通信費用等の一切は、利用企業（Sales Pro）が負担するものとします。

① 商談オファー（次項第 6 号に定義します。）の利用
② PR ページ（次項第 7 号に定義します。）の作成
③ 興味関心設定（次項第 8 号に定義します。）の閲覧・検索
④ 基本情報（次項第 10 号に定義します。）の閲覧・検索
⑤ 商談管理（次項第 11 号に定義します。）の利用

⑥　当行の提携先による当行指定の信用調査会社からの企業情報（次項第１２号に定義します。）の取得

なお、Sales Pro の利用のためには、別途利用企業と本件電気通信事業者との間において本件電気通信事業者所定の様式および内容による契約（以下「本件電気通信事業者との契約（Sales Pro）」といいます。）を締結する必要があります。

(2)　　定義

本件規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

① 「本ウェブサイト」とは、「Biz-Create」（https://biz-create-service.jp/index.html）をいいます。

② 利用企業とは、利用登録後、本サービスを利用する企業をいいます。

③ 「『Biz-Create』スタンダードサービス」とは、本規定第 1 条第 1 項第 1 号に規定するサービスをいいます。

④ 「『Biz-Create』プレミアムサービス」とは、本規定第 1 条第 1 項第 2 号に規定するサービスをいいます。

⑤ 利用企業（Sales Pro）とは、本特約に基づき、Sales Pro を利用する企業をいいます。

⑥ 「商談オファー」とは、興味関心情報、その他本ウェブサイト上で掲載・表示した登録等情報を閲覧した利用企業（Sales Pro）が、興味関心設定その他登録等情報を当行に開示または提供した利用企業に対してチャット機能その他の当行所定の方法により通知・連絡を行うことをいいます。

⑦ 「PR ページ」とは、利用企業（Sales Pro）が、自社の販路拡大、業務提携等の目的において、当行所定の希望取引内容その他自社の動画、自社の企業情報パンフレット等を本ウェブサイト上で当行所定の方式により掲載・表示するためのページをいいます。

⑧ 「興味関心設定」とは、利用企業が、自社の販路拡大、業務提携等の目的において、当行所定の自社の興味関心がある事項を本ウェブサイト上で掲載・表示するための当行所定の設定をいいます。

⑨ 「興味関心情報」とは興味関心設定が登録されることにより、本ウェブサイト上で掲載・表示される情報をいいます。

⑩ 「基本情報」とは、登録情報等のうち企業名、業種、住所その他の当行所定の企業情報をいいます。

⑪ 「商談管理」とは、利用企業（Sales Pro）が、他の企業または当該他の企業の関係者との間において行った商談を当行所定の方法で管理することをいいます。

⑫ 「企業情報」とは、利用企業（Sales Pro）が、当行の提携先によって当行指定の信用調査会社から提供を受ける企業情報をいいます。

第２条　Sales Pro の申込み等

(1)　Sales Pro の利用を希望する利用企業は、本規定の各条項を認識し了承の上、当該企業が、本ウェブサイトにインターネット回線を通じてアクセスし、当行所定の ID を用いてログインの上、当該企業に対して表示される利用申込画面において当行所定の様式により当行が要求する情報を入力し送信することにより、本特約の締結を申し込むものとします。この場合、当行において当行所定の方法により利用企業の当該申込みを閲覧可能となった時点において、利用企業の当該申込みが当行に到達したものとみなします。なお、利用企業の当該申込みが当行に到達したものとみなされた後、利用企業は当該申込を取り消すことができないものとします。なお、当該申込みができるのは利用企業であって、かつクレジットカードによる当行所定の決済方法が利用可能なものに限るものとします。

(2)　当行が前号の申込みを受け付け、インターネット回線を通じて当該承諾をする旨の通知を送信することにより、利用企業と当行との間において本特約を締結することができるものとします。この場合、利用企業において当行による当該承諾の通知を閲覧可能となったと当行が認める時点において、当行による当該承諾の通知が利用企業に到達したものとみなします。当行による当該承諾の通知が利用企業において閲覧可能な状態になっているにもかかわらず、利用企業が閲覧しなかったことにより発生する損害、損失、費用等について当行は一切責任を負いません。

(3)　本件サービスの利用を希望する企業は、クレジットカードによる当行所定の決済方法により、当行所定のサービス利用料を支払うものとします。クレジットカードの利用、カード情報の入力は利用企業自らの責任において行うものとし、利用企業がクレジットカードの利用、カード情報の入力により発生する損害、損失、費用等について当行は一切責任を負いません。

(4)　確認・遵守事項等

利用企業（Sales Pro）は、利用登録の情報を常に完全かつ最新のものにしなければならないものとし、利用登録にかかる情報に異動があった場合には、速やかに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

(5)　本人認証

本条の定める Sales Pro の申込み等において、本規定第３条第１項第１号第２号に規定される本人認証方法により本人確認がなされた場合には、当行は、利用企業（Sales Pro）の本人確認が正当に行われたものとして、当該申込み等およびその後に行われた Sales Pro の利用について、利用企業（Sales Pro）自身による利用とみなします。利用企業（Sales Pro）は、当該本人確認のために必要な本人確認手段についての使用、または管理は自らの責任において行い、当該本人確認手段を使用してなされた行為は、自らまたは第三者による使用上の過誤、偽造、変造、盗用、不正使用等があった場合でも、これ

により生じた損害その他不利益は自らすべて負うものとします。

第３条　Sales Pro の内容、確認・遵守事項等

(1)　商談オファー

①　商談オファーの対象

利用企業（Sales Pro）は、当行所定の回数を上限に、当行所定の方法により、商談オファーをすることができます。ただし、他の利用企業の登録の設定によっては、当該他の利用企業に係る興味関心情報その他本ウェブサイト上で掲載・表示した登録等情報が利用企業（Sales Pro）の閲覧・検索の対象とならない場合があります。

②　商談オファーの内容・態様

利用企業（Sales Pro）は、執拗に特定の利用企業に繰り返すなど社会通念上当行が不適切と判断する内容・態様での商談オファーをしてはならないものとします。

(2)　PR ページ登録

①　　PR ページの登録方法

利用企業（Sales Pro）は、当行所定の様式により、本ウェブサイトにおいて当行所定の方法により PR ページの登録をすることで、利用企業（Sales Pro）が、自社の販路拡大、業務提携等の目的において、当行所定の希望取引内容その他自社の動画、自社の企業情報パンフレット等（以下「PR ページ登録情報」といいます。）を本ウェブサイト上で掲載・表示することができます。なお、本ウェブサイト上には、提携企業顧客による PR ページ登録情報も掲載・表示されます。利用企業（Sales Pro）は、当該 PR ページ登録情報が当行、提携企業、他の利用企業、提携企業顧客により閲覧・検索されることをあらかじめ認識し了承するものとします。

②　　PR ページ登録情報の最新化

利用企業（Sales Pro）は、PR ページ登録情報を常に完全かつ最新のものに保つものとします。

③　　PR ページ登録後の利用企業（Sales Pro）の対応

PR ページ登録をした利用企業（Sales Pro）は、他の利用企業との間における商談や取引等について速やかにかつ適切に検討・対処するよう努めるものとします。

(3)　　興味関心情報の閲覧・検索

利用企業（Sales Pro）は、他の利用企業（提携企業顧客も含みます。）が本ウェブサイト上で掲載・表示した興味関心情報について、当行所定の方法により、検索し、閲覧することができます。

(4)　　基本情報の閲覧・検索

利用企業（Sales Pro）は、他の利用企業（提携企業顧客も含みます。）が本ウェブサイト上で登録した基本情報について、当行所定の方法により、検索し、閲覧することができます。

(5)　　商談管理機能

利用企業（Sales Pro）は、ニーズ登録をした他の利用企業との間における商談エントリー及びオファーをした場合において、当行所定の方法により、当該商談エントリー及びオファーの状況を登録・検索し、閲覧することができます。

(6)　　PR ページ登録・興味関心登録機能・基本情報・商談管理・企業情報の提供のためのシステムの保有者

本システムは、本件電気通信事業者が保有し、かつ、管理および運営しています。利用企業（Sales Pro）は、本件電気通信事業者が定める「オープンビジネスマッチングサービス「Biz-Create」向けチャット機能等提供サービス利用規約」に基づき使用することをあらかじめ認識し了承します。本システムの障害・不具合・誤作動その他の異常等に起因または関連して利用企業（Sales Pro）に発生した損害のうち本件電気通信事業者の責めに帰すべき事由によるものについて、当行は一切責任を負いません。

(7)　　興味関心情報・基本情報・商談管理・企業情報・PR ページ登録の削除・非表示等

利用企業（Sales Pro）は、本特約に係る合意の解約、Sales Pro の利用停止等により、他の利用企業または提携企業顧客による興味関心情報・基本情報・商談管理・企業情報が削除されまたは表示されなくなり、本サービスの利用により連絡を行うことができなくなる場合等があることをあらかじめ認識し了承します。また、利用企業（Sales Pro）は、提携企業が当行との提携関係を解消する場合においても、当該提携企業が承認した提携企業顧客による興味関心情報・基本情報・商談管理・企業情報が削除されまたは表示されなくなり、本サービスの利用により連絡を行うことができなくなる場合等があることをあらかじめ認識し了承します。また、これらの場合において、利用企業（Sales Pro）は、自らの PR ページ登録が削除されまたは表示されなくなることをあらかじめ認識し了承します。当行は、当該興味関心情報・基本情報・商談管理・PR ページ登録の削除・非表示等に起因または関連して利用企業（Sales Pro）に発生した損害、損失、費用等について一切責任を負いません。

(8)　　当行の提携先による当行指定の信用調査会社からの企業情報の取得

利用企業（Sales Pro）は、当行所定の方法により、他の利用企業または提携企業顧客の企業情報を閲覧することができます。企業情報は、当行の提携先が信用調査会社から利用許諾を得て利用企業（Sales Pro）に対して提供されるものであり、当行の提携先と利用企業（Sales Pro）との間の企業情報の利用に係る別途の契約に基づき提供されるものです。企業情報の内容および利用に関する当行の提携先と利用企業（Sales Pro）との間の権利義務関係等は、当行の提携先所定の規定に従います。Sales Pro の提供により本ウェブサイト上で掲載・表示された企業情報の内容およびこれに起因または関連して利用企業（Sales Pro）に発生した損害、損失、費用等については、当行は一切責任を負いません。利用企業（Sales Pro）が当行の提携先との間において取得した権利もしくは

債権等または負担した義務もしくは債務等について、当行は、何ら関与せず、かつ、一切責任を負いません。

第 4 条　損害賠償

当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに関して利用企業（Sales Pro）に生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。当行に故意・重過失のある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限るものとし当行は逸失利益、間接損害および特別損害、その他利用企業（Sales Pro）に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

第 5 条　有効期間

本特約に係る合意の有効期間は、本契約の有効期間と同一とします。

第 6 条　解約等

(1)都合解約

① 本特約に係る合意は、利用企業（Sales Pro）または当行の都合により解約を申し出ることができます。なお、利用企業（Sales Pro）からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

② 利用企業（Sales Pro）が前号に基づく解約を希望するにおいて、解約を希望する月の 15 日（同日が銀行営業日でない場合はその翌銀行営業日）までに解約通知が当行に到達した場合であって、当行が当該末日までに解約処理が完了したときは、本特約に係る合意は当該月内の本件電気通信事業者が解約処理を完了した日をもって解約されるものとします。これ以降に前号の解約通知が当行に到達した場合には、当該月の翌月の本件電気通信事業者が解約処理を完了した日をもって解約されるものとします。

③ 利用企業は、本条に基づく本特約に係る合意の解約をした場合であっても、解約までの利用料の全額を支払うものとし、当行は既に受領した利用料の返金は行いません。

(2)Sales Pro の利用停止等

利用企業（Sales Pro）に次に掲げる事由が生じた場合には、当行は、利用企業（Sales Pro）に通知することなく、Sales Pro の全部または一部の利用を停止することができるものとし、PR ページ登録情報、商談管理機能、企業情報の取得機能の利用により掲載・表示、入力・送信等された情報の削除、利用企業に対する閲覧制限およびアクセス制限（以下これらを総称して「Sales Pro の利用停止等」といいます。）をすることができま

す（明確化のために付言しますと、PR ページ登録情報または商談管理機能の利用により本ウェブサイト上で掲載・表示、入力・送信等された情報の削除については、本件電気通信事業者が、当行が適当と認める方法および態様により当行と連携の上、専ら本件電気通信事業者の費用、権限および責任において必要な対応等をするものとします。）。

① 当行所定の方法により、当行所定のサービス利用料の支払を行わない場合

② 本特約に係る合意その他の当行との取引約定に違反した場合

③ 前各号に掲げる場合の他、当行が Sales Pro の利用停止等を必要と認める相当の事由が生じた場合

(3)強制解約

利用企業（Sales Pro）に次に掲げる事由が生じた場合には、当行は、いつでも本特約に係る合意を解約することができるものとします。

① 前項第 1 号に掲げる事由が生じた場合

② 当行所定の方法による支払ができなくなった場合

③ 当行所定の方法により、当行所定のサービス利用料を 2 カ月連続で支払を行わない場合

④ 本件電気通信事業者との契約（Sales Pro）に定める強制解約事由に該当した場合

⑤ １年以上の当行が相当と認める期間中に Sales Pro の利用がなかった場合

⑥ 前項第２号および第３号に掲げる事由が生じた場合

⑦ 前各号に掲げる場合の他、利用企業（Sales Pro）に対する Sales Pro の提供を継続することが困難であると認められる相当の事由が生じたと当行が判断した場合

(4) 第１項もしくは前項の規定による当行からの本特約に係る合意の解約または第２項の規定による Sales Pro の利用停止等の効力は、利用企業（Sales Pro）に当行所定の方法による通知が到達した時点において発生するものとします。

第 7 条　本特約の失効等

(1)　本特約に別段の定めがある場合を除き、本特約に係る合意は、次に掲げる事由が生じた場合には、特段の手続を要することなく、将来に向かって失効するものとします。

①　利用企業（Sales Pro）が「Biz-Create」スタンダードサービスまたは「Biz-Create」プレミアムサービスに係る本契約が有効期間の満了、解約その他の理由により当該機能の利用を停止・解約した場合

②　本サービスの全部が廃止された場合

(2)　本特約に係る合意が有効期間の満了、解約、前項各号に掲げる事由の発生その他の理由により失効したことに起因又は関連して利用者に生じた損害、損失、費用等について、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は一切責任を負いません。利用者は、これに起因又は関連して当行に生じた損害、損失、費用等について、利用者

の責めに帰すべき事由による限り、当行に賠償、補償、填補等するものとします。
(3)　　利用企業（Sales Pro）は、本特約に係る合意が有効期間の満了、解約、第１項各号に掲げる事由の発生その他の理由により失効した場合には、本件電気通信事業者が、当行が適当と認める方法および態様により当行と連携の上、利用企業（Sales Pro）により本ウェブサイト上で登録、掲載・表示、入力・送信等された情報を削除することができることをあらかじめ認識し了承します。当行は、当該削除（明確化のために付言しますと、当該削除を行わなかった場合を含みます。）に起因または関連して利用企業（Sales Pro）その他の第三者に生じた損害、損失、費用等について一切責任を負いません。

以　上